

2017年度 法科大学院

早期卒業生入学試験問題

2 時限

民法

(論文式)

試験時間 60 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民法]

次の文章を読んで、設問に答えなさい。

Xは、2014年9月30日、甲家屋を323万円でAから買い受けた。この契約では、代金と引換えにその所有権移転登記をすることとなっていたが、Xが代金の支払をしようとしても、Aはなかなか重い腰を上げなかった。

甲家屋には、Xがこれを買受ける以前から、YのAに対する被担保債権額800万円の第一順位の抵当権が設定されていた。2016年6月ころ、Yは、Aから、この800万円の債権に対する代物弁済として甲家屋の所有権をAから取得して、これにつき所有権移転登記もなされた。

なお、Aは甲家屋のほかはめぼしい財産を所有しておらず、甲家屋は時価1000万円であった。また、甲家屋の敷地利用権等については考えなくてよい。

設問

- (1) Xは、Yに対して、詐害行為取消権を行使することができるか。要件を挙げながら論じなさい。不明な事実があれば、場合を分けて論じなさい。
- (2) Xは、Yに対して、詐害行為取消権を行使することができるとして、その効果はどのようなものか、論じなさい。不明な事実があれば、それらを補いながら論じなさい。

(解答は全て解答用紙に記入すること)